

令和6年度第4回戸田市児童福祉審議会

【議題1】

戸田市こども計画の第2稿について

戸田市こども計画の第2稿について

初稿において作成中だったこども計画に向けた主要課題、本計画の基本目標の具体的な内容、基本目標に対する施策の方向性、子ども・子育て支援制度等について、記載いたしました。

資料1（素案の第2稿）及び別紙の説明文をご参照いただきまして、内容をご確認ください。

戸田市こども計画の第2稿について

子育て支援課

前回作成中であった箇所について、記載しました。

P65 10 こども計画に向けた主要課題について

- (1) 国の動向、社会の状況、統計データなどからについて、3点を掲載しております。
- (2) アンケート調査の結果からにつきましては、昨年度実施した、ニーズ調査や生活実態調査から浮き上がった課題を列挙しております。
- (3) 第2期計画の事業実績からの課題を列挙しております。
77ページから79ページについて、本計画の基本目標の具体的な内容を記載しました。第2期計画と比較して、新たに追加となった点について記載いたします。

基本目標1 こどもの権利、意見の反映です。こちらは、こどもの意見表明を通じ、こどもが地域に愛着を育み、社会の一員として自己実現を図ることを目標としています。

基本目標2 居場所づくり、社会的活動の参画支援については、全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、学びや、多様な体験活動外遊びなどの機会の提供を確保することを目標としています。

基本目標8 結婚・出産の希望実現については、若者調査から得られた課題を踏まえて、結婚を望む人への支援として、出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進するほか、不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ることを目標とします。

80ページは、基本目標に対する施策の方向性を記載しております。

84ページからは、110ページにかけましては、各基本目標に対する、具体的な市の施策を記載しております。

114 ページ。第 2 章 こども・子育て支援の充実につきましては、最新の国の動向を踏まえた、子ども・子育て支援制度について、記載しております。

最後に、122 ページから 138 ページにかけては、量の見込みに対する確保方策を記載しました。

令和6年度第4回戸田市児童福祉審議会
【議題1 - 】
第3回児童福祉審議会でのご意見反映状況
について

第3回児童福祉審議会でのご意見反映状況について

第3回児童福祉審議会において、各委員よりいただきましたご意見について、本文に反映しております。

資料1（素案の第2稿）、資料2及び別紙の説明文をご参照いただきまして、内容をご確認ください。

資料1及び2 第3回審議会におけるご意見の反映について

子育て支援課

資料2に基づき、前回の審議会で委員の皆様から頂いたご意見について、反映いたしました。

左側の番号順になります。

1 及び 2 については、3ページ計画策定の背景及び趣旨、4ページ計画の位置づけに記載し、グレーで色付けしております。

図1 - 1 - 1におきましても、戸田市総合振興計画と合わせて、当該条例を記載しました。

3 につきましては、7ページに移動しました。

4 につきましては、31ページから37ページまでの悩みごとに係る設問について、小中高別で掲載しました。

5 及び 6 につきましては、76ページ基本理念・計画の推進に記載しました。

7 につきましては、84ページ基本目標1(2)に記載しました。

8 及び9につきましては、85ページ 基本目標2(1)に記載しました。

10及び11 につきましては、98ページ 基本目標5(1)に記載しました。

12 につきましては、105ページ 基本目標9(1)に記載しました。

令和6年度第4回戸田市児童福祉審議会
【議題1 - 】
新3事業について

新3事業について

令和6年10月10日付けでこども家庭庁より「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）が示されました。

その中で、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度、産後ケア事業）に係る量の見込み等の算出方法等が追加されました。

資料1（素案の第2稿）及び別紙の説明文をご参照いただきまして、内容をご確認ください。

資料1 新3事業について

子育て支援課

先日、国から第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方に係る改訂版が示されました。

令和6年子ども・子育て支援法改正により新たに、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた3つの事業

妊婦等包括相談支援事業

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

産後ケア事業

に係る量の見込み等の算出方法等が追加されました。

資料1 「 妊婦等包括相談支援事業」及び「 産後ケア事業」について

親子健やか室

資料1 『戸田市こども計画（仮称） 【骨子（案）】（第2稿）』の P.134 をご参照ください。

妊婦等包括相談支援事業 について

事業の概要といたしましては、計画に記載のとおり、妊婦等に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行う事業でございます。

量の見込みにつきましては、各年度の全妊婦数を、計画 P.121 掲載の「計画期間の児童人口推計」に基づき、0歳児の推計人口と同数と算定（例 令和7年度 0歳児の推計人口 1,230人 妊婦数 1,230人）し、全妊婦に、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後の合計3回面談を行うことを計画し、各年度の全妊婦数に3回分の面談回数を乗じた数を、量の見込みとして算出しております。（例 令和7年度 妊婦数 1,230人 × 3回 = 3,690回）

確保方策につきましては、各妊婦に対し、妊娠届出時は、妊娠届出時に母子健康手帳を交付する際に実施する面談、妊娠8か月頃は、妊娠後期アンケート（各妊婦の妊娠8か月頃を目途にアンケートを送付し実施）の回答結果に基づいた面談、産後は、こんにちは赤ちゃん訪問時における面談を設定しております。

産後ケア事業 について

P.136 をご参照ください。

事業の概要といたしましては、計画に記載のとおり、産後1年未満の産婦及び乳児を対象に、助産師等の専門職が産後の心身の安定と育児不安の解消に必要な支援を行うことにより、

母親の孤立を防ぎ、安心して子育てができる環境の整備を図る事業でございます。本市の産後ケア事業は、令和6年度から、「居宅訪問型」、「通所型」、「短期入所型」の3形態で実施しております。

量の見込みにつきましては、各年度の全産婦数を、妊婦等包括相談支援事業と同様に、計画P.121掲載の「計画期間の児童人口推計」に基づき、0歳児の推計人口と同数と算定しております。

令和6年度上半期の産後ケア事業の実施実績から、各年度とも、産後ケア事業の利用産婦数の割合を全産婦の1/3と見込み、国の産後ケア事業ガイドラインで示されている各産婦へ実施が推奨される回数(7回)を乗じた数を、量の見込みとして算出しております。

(例 令和7年度 妊婦数 1,230人 × 1/3 × 7回 = 2,870回)

確保方策につきましては、市内及び近隣の産科医療機関及び助産所等に委託して事業を実施いたします。令和6年度は、10者に委託し事業を実施しておりますが、今後も近隣の産科医療機関及び助産所等の委託先の新規開拓に取り組み、産後ケアを希望するすべての産後1年未満の産婦が産後ケア事業を利用できるように努めてまいります。

資料1 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について

保育幼稚園課

資料の135ページをご覧ください。

「こども誰でも通園制度」は、表の「事業の概要」の(2)に記載のとおり、保護者の就労の有無や利用目的を問わず、0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象とし、月10時間までの利用枠の中で保育施設を利用できる事業で、令和8年度から全国的に本格実施されることになっております。本事業は、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するものです。

また、表の「確保提供量」については、0歳6か月から2歳までの各年齢において、それぞれ「量の見込み」、「確保提供量」と、その差し引きを掲載しています。の「量の見込み」は、121ページの児童人口推計の各年齢の人口から、保育所等の利用人数を減じた、本事業の対象者数の全員が月10時間利用した場合の必要定員数を掲載しています。の「確保提供量」は、現時点の市内保育所等の受入可能人数を令和7年度の欄に掲載し、上段の表の「事業の概要」の(3)に記載のとおり、国の経過措置が切れる令和10年度には、各年齢別の「量の見込み」を満たすことができるよう設定しました。

なお、本事業は月10時間まで利用可能とする制度であることから、「1月当たり」の人数を掲載していましたが、委員の皆様の本計画(案)の資料の送付後、埼玉県に確認したところ、「1月当たり」ではなく、「1年当たり」の人数を掲載すること、また本事業は令和8年度から本格実施され、令和7年度は試行期間であることから、令和7年度の計画値は掲載しなくても問題ない、とのことでしたので、以下の表の下線部のとおり修正しております。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
事業の概要

(1) 本市における事業名	乳児等通園支援事業
(2) 事業の概要	保護者の就労の有無や利用目的を問わず、0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象とし、月10時間までの利用可能枠の中で保育施設等を利用できる事業（令和8（2026）年より本格実施）。全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する。
(3) 確保方策の考え方	令和10年度には、内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体における経過措置が切れることから、令和10年度には十分な提供量が確保できるよう整備を進めていきます。

確保提供量

（年間延べ利用人数：人日）

年齢	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳 6か月	量の見込み	新規	—	264	276	276	276
	確保提供量	新規	—	204	240	276	276
	-		—	-60	-36	0	0
1歳	量の見込み	新規	—	408	408	408	408
	確保提供量	新規	—	312	360	408	408
	-		—	-96	-48	0	0
2歳	量の見込み	新規	—	300	336	348	348
	確保提供量	新規	—	336	336	348	348
	-		—	36	0	0	0
合計	量の見込み	新規	—	972	1,020	1,032	1,032
	確保提供量	新規	—	852	936	1,032	1,032
	-		—	-120	-84	0	0

令和6年度第4回戸田市児童福祉審議会
【議題1 - 】
戸田市放課後児童対策プランについて

戸田市放課後児童対策プランについて

放課後児童対策においては、全てのこどもが放課後を安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が必要であり、各自治体では都道府県や関連部署と連携を図り、放課後児童対策に取り組むこととされています。

自治体における放課後児童対策に係る計画は、市町村のこども計画とも一体のものとして策定することが可能であることから、本市においても、戸田市放課後児童対策プランを戸田市こども計画の中に入れ、策定するものとしします。

内容に変更はありませんが、今後掲載するページが変更となる可能性があります。

資料1（素案の第2稿）及び別紙の説明文をご参照いただきまして、内容をご確認ください。

資料1 ③戸田市放課後児童対策プランについて

児童青少年課

資料85ページ(1)

1 戸田市放課後児童対策プラン策定による放課後事業の推進 について

放課後児童対策においては、全てのこどもが放課後を安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が必要です。こども家庭庁と文部科学省（以下「両省庁」という。）では、放課後児童対策の一層の強化を図るため、「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月25日付け成環第196号・5文科教第1398号こども家庭庁成育局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知の別紙）（以下「パッケージ」という。）をとりまとめました。

併せて、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、加速化プランの期間中の早期に放課後児童クラブの受け皿を152万人分まで拡大することとされました。

各自治体では都道府県や関連部署と連携を図り、放課後児童対策に取り組むこととされています。自治体における放課後児童対策に係る計画は、市町村のこども計画とも一体のものとして策定することが可能であることから、本市においても、戸田市放課後児童対策プランを戸田市こども計画の中に入れ、策定するものとします。

なお、第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画においても、放課後事業の推進として「戸田市放課後子どもアクションプラン」を第4章「時代を担う子どものために」の中に組み込んでおりました。当該プランを踏まえ、「戸田市放課後児童対策プラン」は引き続き計画的に放課後児童対策を推進するための新たなプランとなります。

2 本市の放課後事業の現状と今後の方向性について

本市の放課後事業を取り巻く現状と課題を踏まえ、次の方針により安心、安全で充実した放課後を実現するための取り組みを進めていくこととします。

〈基本方針〉は以下のとおりです。

- 1 すべての児童が安全・安心に活動できる居場所の確保
- 2 すべての児童が自主性や社会性、創造性を育める機会の提供
- 3 児童との適切な関わりや支援等ができる人材の確保

〈本市の放課後事業〉は以下のとおりです。

① 学童保育室（放課後児童クラブ）

本市の学童保育室は、令和7年度において、公・民あわせて52室が開設しています。少子化が進む世の中ではありますが、近年、共働き家庭やひとり親家庭等が増加傾向の中、本市の学童保育室においては入室児童数、施設数ともに増え続けており、学童保育に対するニーズの増加、多様化が見られます。

学童保育需要の増加に対応するため、待機児童対策として民間学童保育室の誘致により受け入れ枠を拡充する取り組みを進めていますが、地区により待機児童が生じています。今後も一定の待機児童が見込まれるため、当面は学童保育室の継続的な整備が必要と想定されます。確保計画については、「戸田市こども計画」(※資料1 P87(3) a)においては、「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画」と誤記載しております。)において示した量の見込み、確保提供量を基本とし、直近の年度の需要に合わせて対応してまいります。

また、多様化するニーズや充実した放課後を実現するために、学童保育室の設備整備の実施や、運営や育成支援等に関する専門的知識等を有するアドバイザーを配置し、学童保育室への巡回による助言・指導等の支援を行い、学童保育の質向上に取り組めます。

現場では限られた人員を最適に配置するとともに、人員確保が急

務となっています。より効率的で効果的なサービスを提供するために、委託や指定管理等の運営手法の導入を検討してまいります。

② 放課後子ども教室

本市の放課後子ども教室は、すべての小学生を対象に、小学校の余裕教室、校庭、体育館等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の協力を得て実施しております。コロナ禍で事業が全校で中止となりましたが、令和5年度に12校中9校で再開しました。令和7年度以降は12校全校での開催を目指します。

なお、具体的な事業目標値などは別途、戸田市放課後子ども教室運営委員会にて審議、決定いたします。

課題としては、小学校の課外活動等により、特別教室などの使用頻度が増えており、小学校の余裕教室も減少していることから、放課後子ども教室の開催場所の確保が難しい状況となっております。スタッフ不足やスタッフの高齢化などもみられることから、今後、継続的に事業を実施し、児童が安全に活動できる体制を整えていくためには、新たな人材の確保と世代交代も必要となっております。

放課後子ども教室を学童保育室と引き続き「一体型」（今後は「校内交流型」と呼ぶ。）で運営していくために、教育委員会や各小学校との連携を強化し、適宜協議・調整することで、放課後の特別教室や体育館等の活動場所の確保に努めます。

③ その他事業

その他の事業としては、児童センターは、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置され、「こどもの国」と「プリムローズ」の2か所があります。どちらも利用者数は年々増加傾向にあり、多くの子どもたちの活動拠点・交流の場となっています。より魅力的な施設とするために、引き続き利用者ニーズに沿った講座の充実や遊具等の更新、適切な維持管理と計画

的な修繕が必要です。特に築後 30 年を経過したプリムローズについては、老朽化が進んでいることから、計画的な施設修繕及び大規模修繕を実施いたします。

青少年の居場所は、小中高生を対象とし、公共施設を開放し、居場所を提供しています。利用者同士の交流を通じて、ルールやマナーを学ぶことで、自主性や社会性を育む機会を創出することを目的に、平成 23 年から開始したもので、現在、7 か所の公共施設で実施しております。課題としては、子どもたちを見守るボランティアスタッフの安定的な確保が急務となっています。

青少年の広場は、主に中高生を中心として、フットサルやバスケットなどのボール遊びのほか、多目的に利用できる屋外の施設であり、現在「本町青少年の広場」と「中町青少年の広場」及び「新曾青少年の広場」の 3 か所があります。子どもたちが思い切り遊べるよう、施設を整備し、安全な運営に努めます。なお、新たな広場の設置については、市内の公園におけるボール遊び場の整備状況等を考慮しつつ、土地の情報収集に努めてまいります。

また、地域において各団体が青少年健全育成事業を実施しております。地域で子ども・若者を見守り、ともに活動する支援者の発掘、育成が必要です。

子ども・若者の問題を解決していくためには、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があり、家庭・学校・地域・行政、それぞれが連携・協働して取り組んでまいります。

これらの事業を組み合わせ、また地域の団体と協力し合いながら、放課後の子どもたちが健やかで安心安全に過ごせるよう、この戸田市放課後児童対策プランを策定し、実施してまいります。

※参考（パッケージより抜粋）

放課後子ども教室の連携型、校内交流型の定義

放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととする。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼ぶこととする。同一小学校区以内で両事業を実施する場合は、全ての放課後児童クラブと放課後子供教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにする。

なお、今回提示された資料「(参考)戸田市放課後児童対策プラン」において、上記説明内容の反映が不足している箇所については、今後加筆修正を行う場合があります。

令和6年度第4回戸田市児童福祉審議会
【議題1 - 】
「児童育成支援拠点事業」の量の見込み
について

「児童育成支援拠点事業」の量の見込みについて

第3回児童福祉審議会にて説明した「児童育成支援拠点事業」について、
修正を検討しました。

別紙の説明文をご参照いただきまして、内容をご確認ください。

「児童育成支援拠点事業」の量の見込みについて

親子健やか室

親子健やか室から、「児童育成支援拠点事業」の量の見込みについて、第3回児童福祉審議会にて説明させていただきましたが、修正を検討しました。資料1の138ページをご覧ください。

「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所となる場を開設し生活習慣、学習支援、食事の提供等の支援を行い、要保護児童等の居場所になる事業です。

「量の見込み」については、当初、記載しておりませんでした。今後の本事業の実施の参考にするために、国の「量の見込み」の算出の考え方に則り算出しましたので、計画書の数値を修正いたします。

今後におきましては、類似事業を実施していることを踏まえ、量の見込みの推移や近隣の実施状況を注視し、さらなる検討をした上で実施が決定した際には、確保提供量を算出してまいります。

以下の表の下線部のとおり修正しております。

(18) 児童育成支援拠点事業（新規項目）

事業の概要

(1) 本市における事業名	児童育成支援拠点事業
(2) 事業の概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。
(3) 確保方策の考え方	ニーズを見極めて事業を実施していきます。

確保提供量

(対象者数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	新規	<u>1.5</u>	<u>1.5</u>	<u>1.5</u>	<u>1.5</u>	<u>1.5</u>
確保提供量	新規					

令和6年度第4回戸田市児童福祉審議会
【議題2】
戸田市児童福祉審議会条例の一部改正案
について

戸田市児童福祉審議会条例の一部改正案について

市では令和5年度に市や保護者、学校関係者に加え、地域住民等及び事業者が連携・協働し地域全体で子育てを応援する機運を醸成していくことを規定した「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」を施行しました。

そこで、当審議会においても商工関係者や地域の方を代表する町会の方に委員になっていただき、これまでより一層活発に戸田市のこどもたちのことを地域全体で議論する場にしたいと考えています。

また、これまで委員に学童関係者の方が不在だったため、委員を増員し、学童関係者を委員に加えられるようにします。

さらには、組織区分を具体的に記載するように改正します。

資料3、資料4及び別紙の説明文をご参照いただきまして、内容をご確認ください。

(資料3及び4) 戸田市児童福祉審議会条例の一部改正案について

子育て支援課

本審議会の設置根拠となっている条例の一部を改正するものです。

1 戸田市児童福祉審議会は、条例の第3条において、審議会は、委員14人以内をもって組織すると明記され、現在、14名の皆様にお集まりいただいております。その14名の内訳として、～の区分に応じております。

今回の改正案については、4 改正内容に記載のとおり、3点ございます。

まず、名称を「こども・子育て会議」へ変更します。

次に、委員を14人 17人へ増員します。その内訳として、

町会関係者 商工関係者 学童関係者 の3名

を想定しています。

最後に、条例第3条の組織区分を具体的に記載するために、

現在の3区分から、

こども・子育て支援に関し学識経験のある者

こども・子育て支援に関する事業に従事する者

関係団体の代表者

関係行政機関の職員

公募による市民

の5区分に変更します。

次に、2 改正の理由について

「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」の施行を受け、市、保護者、地域住民、事業者等のそれぞれの役割を明確化したことを受け、役割に見合った代表者を追加するものです。

こども当事者にとっても、わかりやすく親しみやすい会議名に変更するものです。

委員の区分が曖昧のため、明確化するものです。

資料3の2ページの下の囲み部分をご覧ください。

5区分に分類することで、

1号1名 2号5名 3号4名 4号5名 5号2名 と

バランスの均衡を図ります。

最後に、5今後の流れですが、皆様のご意見を踏まえ、改正案を令和7年3月議会へ上程する予定となっております。